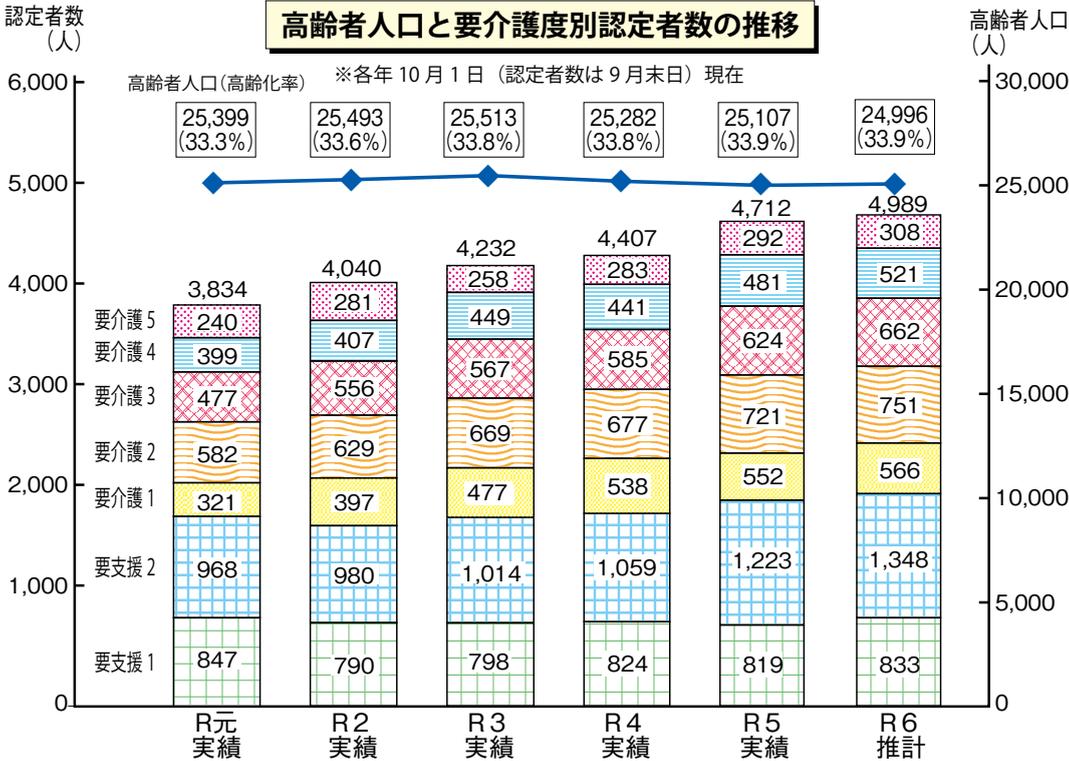




お問い合わせは 高齢介護課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4043 FAX(56)4032 へ
[ホームページアドレス] <https://www.city.joyo.kyoto.jp/>

高齢者人口と要介護度別認定者数の推移



「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり」を目指して

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして創設されました。制度創設以来、市でも介護サービスの基盤が充実してきており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しているところです。これから市では、介護が必要となっても、住み慣れた地域や住まいで、安心して生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」を目指して介護保険サービスの充実に取り組みます。

令和6年度介護保険料 第1号被保険者(65歳以上の人)

※保険料額は、令和5年度と異なります

第8期			第9期(令和6~8年度)			
段階	乗率	保険料額(年額:円)	段階	対象者	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	0.25	15,300	第1段階	生活保護受給者 非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.235	15,450
第2段階	0.375	22,950	第2段階	非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下	0.36	23,670
第3段階	0.65	39,770	第3段階	非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超	0.635	41,740
第4段階	0.85	52,010	第4段階	課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	55,880
第5段階	基準額	61,180 (月額:5,098)	第5段階	課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	基準額	65,730 (月額:5,477)
第6段階	1.125	68,830	第6段階	本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	73,950
第7段階	1.25	76,480	第7段階	本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	82,170
第8段階	1.5	91,770	第8段階	本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	98,600
第9段階	1.6	97,890	第9段階	本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	105,170
第10段階	1.7	104,010	第10段階	本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	111,750
第11段階	1.8	110,130	第11段階	本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	118,320
第12段階	1.9	116,250	第12段階	本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	124,890
第13段階	2.0	122,360	第13段階	本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	131,460
第14段階	2.1	128,480	第14段階	本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	138,040
第15段階	2.2	134,600	第15段階	本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	144,610
第16段階	2.3	140,720	第16段階	本人課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.3	151,180
第17段階	2.5	152,950	第17段階	本人課税で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	2.8	184,050
第18段階	2.7	165,190	第18段階	本人課税で、合計所得金額2,000万円以上	3.3	216,910

改定

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割から3割の自己負担によって介護サービスを利用することができます。

市の高齢者人口と認定者数の推移

市の高齢化率(総人口に対する65歳以上の人口の割合)は、平成12年10月の13・8%(7人に1人)から、令和5年10月には33・9%(3人に1人)と、20・1ポイントの大幅な増加となっています。高齢者人口は令和3年以降減少していく見込みにありますが、高齢化率は、ほぼ同水準で推移すると見込まれます。また認定者数も平成

第9期介護保険事業計画の策定

12年10月と令和5年10月を比べると34・95%の増加となっており、今後もこの傾向はさらに進むと見込まれます。高年齢人口がピークを迎えるとされる令和22年(2040年)に介護が必要な高齢者が増加することを見据え、これまでの「認知症支援策の充実」、「医療と連携」、「生活支援サービスの充実」などの取組を推進し地域包括

令和6年度からの介護保険料について

市条例で65歳以上の人の令和6年度から3年間の介護保険料を決定しました。ケアシステムのさらなる深化を図るため、令和5年度に第9期目となる介護保険事業計画を策定しました。計画では、令和6年度から3年間の介護保険サービスの見込みや認知症支援策の充実など、3年間の施策の方向性を示しています。

後期高齢者の増加による要介護認定者の増加や、サービス利用希望者の増加により、保険給付に係る費用の増大が見込まれ、令和6(8年度)までに必要な介護サービス費をまかなうため、令和6年度から全段階の保険料額を改定しました(左表参照)。

なお、やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係「☎(56)4043」にご相談ください。

◎合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地売却などにかかる特別控除がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います

◎第1~5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用いますが、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います

◎年金天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、令和5年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)それぞれの保険料額合計をできるだけ均等に調整するため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります

◎保険料額は令和6年4月~令和7年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月~12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります

◎第1段階から第3段階は、国の制度による軽減措置後の金額です

介護サービスを利用するためには、市に要する「介護(要支援)認定を申請し、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、高齢介護課で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。申請には、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、健康保険証など)が必

介護サービスの利用について

要です。申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これをもち、「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用できます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下

などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われるときに、かかりつけの医師とも相談の上、要介護(要支援)認定の申請をしてください。☎(56)4037

介護サービスの使い方

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、要支援1・2の人は居宅介護支援事業者へ、それぞれ直接連絡してください。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の人が利用できる「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の人の介護予防と自立した日常生活を支援します。「介護予防・生活支

援サービス事業」では、要支援1・2の人などを対象に、訪問介護員(ホームヘルパー)などが利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う訪問型サービスと、利用者が日帰りで通所介護の施設に通い、日常生活上の介護や機能訓練などを受けることのできる通所型サービスを実施しています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市の独自のサービスも実施しており、サービス内容に応じた利用者負担額となっています。

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、要介護・要支援認定を受ける方法のほかに、基本チェックリスト(生活状況についての簡易な質問)による判定を受けることで、必要なサービスが利用できるようになります。

また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを行っています。

ご利用ください!! 地域包括支援センター

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者を総合的に支える「地域包括支援センター」。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを中心にチームを組み、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していくためのワンストップ相談窓口です。

担当センター名	住所	電話番号	担当圏域	開所日
中部地域 包括支援センター	寺田水度坂 130	☎(54)7330 ☎(55)3047	東城陽中圏域 城陽中圏域 南城陽中圏域	月～土曜日 8:30～17:00
西部地域 包括支援センター	富野西垣内 1-19	☎(55)7222	西城陽中圏域	月～土曜日 8:30～17:00
北部地域 包括支援センター ひだまり	平川浜道裏 20-1	☎(55)5180	北城陽中圏域	月～土曜日 8:30～17:30

令和6年度介護保険制度改正の概要

令和6年度(2024年度)の介護保険制度改正は、高齢者人口がピークを迎えると考えられる令和22年(2040年)に介護が必要な高齢者が増加することを見据え、介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲に抑えつつ、引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組むことで介護保険を持続可能な制度とすることを狙いとしています。そのうち、利用者負担の見直しについてご説明します。

<令和6年8月から>

■ 介護サービスを利用した場合の居住費等の負担限度額の変更

本人および世帯員が市民税非課税で、かつ下記の条件を満たす被保険者が、施設入居などの際の食費および居住費の減額を受けることができる負担限度額認定について、令和6年8月1日以降は次のとおり変更となります。

<認定基準>(変更なし)

段階	対象者	預貯金額などの上限
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円未満 (夫婦で2,000万円)
第2段階	合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が80万円以下の人	650万円未満 (夫婦で1,650万円)
第3段階	① 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が80万円超120万円以下の人	550万円未満 (夫婦で1,550万円)
	② 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が120万円超の人	500万円未満 (夫婦で1,500万円)

※上記段階に関わらず、2号被保険者(40歳から64歳の人)の預貯金額などの上限額は単身1,000万円、夫婦2,000万円です

<負担額の変更>

【現行】(令和6年7月31日まで)

段階	食費(日額)		居住費等(日額)			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階	① 650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
	② 1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります

【改正後】(令和6年8月1日から)

段階	食費(日額)		居住費等(日額)			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	880円	550円	550円(380円)	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	550円(480円)	430円
第3段階	① 650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円
	② 1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額になります

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。減免を受けるには表面記載の保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯の主たる生計維持者の収入が2分の1以下に減った場合などの減免の制度もあります。(市の基準を満たす場合に限る)

高額介護サービス

介護サービスを利用し、自己負担額が一定の金額を超えると、その超えた分をお返しする制度です。新規で該当する人については、市からお知らせします。

<高額介護サービス費算定の区分・上限額>

利用者負担段階区分	利用者負担月額上限
第6段階 課税所得690万円以上	世帯：140,100円
第5段階 課税所得380万円～課税所得690万円未満	世帯：93,000円
第4段階 市民税課税世帯～課税所得380万円未満	世帯：44,400円
第3段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	世帯：24,600円
第2段階 世帯の全員が市民税を課税されていない人で、第3段階以外の人	世帯：24,600円
第1段階 本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者生活保護受給者など	個人：15,000円

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。
☎高齢介護課介護保険係(56)4043